

シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)料金表

2023年4月1日

所得区分「Ⅰ～Ⅵ以外の方」(月額所得が214,000円を超える方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	60,000	600	1,320	825	400	600	600	3,300	193,650	197,995

所得区分「Ⅵ」(月額所得が186,000円を超え、214,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	29,400	600	1,320	825	400	600	600	3,300	163,050	167,395

所得区分「Ⅴ」(月額所得が158,000円を超え、186,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	26,400	600	1,320	825	400	600	600	3,300	160,050	164,395

所得区分「Ⅳ」(月額所得が139,000円を超え、158,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	23,800	600	1,320	825	400	600	600	3,300	157,450	161,795

所得区分「Ⅲ」(月額所得が123,000円を超え、139,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	22,200	600	1,320	825	400	600	600	3,300	155,850	160,195

所得区分「Ⅱ」(月額所得が104,000円を超え、123,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	20,700	600	1,320	825	400	600	600	3,300	154,350	158,695

所得区分「Ⅰ」(月額所得が104,000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	食費			洗濯費 (月額)	30日月額	31日月額
					朝食	昼食	夕食		税込	税込
	20,000	600	1,320	825	400	600	600	3,300	153,650	157,995

①初回入居費用ご請求時に、敷金として、60,000円を指定口座から一緒に引き落としをさせていただきます。

②各種介護保険サービス(シルバークーポン制度有)・各種医療・理髪等に係る費用は別途費用がかかります。

③紙パンツ・おむつ等の代金は実費負担となります。

③有料テレビ等の受信料は別途費用(個人契約)がかかります。

高岡市サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度の事業概要

・高齢者住まい法の改正により創設された、「サービス付き高齢者向け住宅」の普及促進を図るため、住居に入居する世帯に対して家賃の一部を補助することにより、高齢者の居住の安定確保を目的とするものです。

(1) 対象住宅

高齢者の居住安定確保に関する法律(平成13年4月6日法律第26号)第5条第1項の規定により、県の登録を受けた住宅

(2) 補助対象者

- ①高齢者(60歳以上の者)及び同居の配偶者等
- ②月額所得が21万4千円以下の者
- ③市町村税を滞納していない者
- ④暴力団員等でない者

(3) 家賃の減額

1世帯ひと月あたり上限4万円(所得要件及び居室面積による)

算定方法詳細

$$\begin{aligned} \text{契約家賃} &= \text{入居者負担額} + \text{家賃補助額} \\ \text{入居者負担額} &= \text{基準値} \times \text{規模係数} \times 0.8\text{E} \end{aligned} \quad \text{規模係数} = \frac{\text{居住者の専用住居面積}}{39\text{m}^2}$$

(参考)

所得区分	基準値
「Ⅰ」10.4万円以下	43,000
「Ⅱ」10.4万円超 12.3万円以下	46,500
「Ⅲ」12.3万円超 13.9万円以下	49,900
「Ⅳ」13.9万円超 15.8万円以下	53,600
「Ⅴ」15.8万円超 18.6万円以下	59,500
「Ⅵ」18.6万円超 21.4万円以下	66,200

(4) 補助交付期間

当該住宅の管理開始から20年以内

シルバーホームクーポン制度

・「シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)」にご入居する要支援・要介護状態の方の場合、「サービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用」+「各種介護保険サービス利用料」となり、月々のご料金負担額が高額になる可能性がある方の場合、「サービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用」+「各種介護保険サービス利用料」となり、月々のご料金負担があります。そこで、当法人では「シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)」の全ご入居者を対象とし、「シルバーホームクーポン制度」を導入させていただきます。制度の詳細は下記をご参照下さい。

◆ シルバーホームクーポン制度の概要

・月々にご利用される各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)に相当する金額を、毎月のサービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用の中の管理費から上限を36,000円とし、割引させていただきますシステムです。

- ※1 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)は利用した介護サービス事業所に直接お支払いただけます。
(割引金額は居宅介護支援事業所が毎月作成する各種介護保険サービスの利用実績を基にさせていただきます)
- ※2 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)において、介護サービス種別・介護サービス事業者は問いません。但し、割引対象は区分支給限度基準額内に相当する金額分のみです。区分支給限度基準額外は含みません。
- ※3 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)に相当する金額は、1,000円単位とし、百・十・一円単位は切り捨てて割引させていただきます。

例)

◆1 各種介護保険サービスを利用しなかった方



◇管理費のお支払い … 36,000円(月30日)、37,200円(月31日)

◆2 通所介護のみを利用し、月の介護保険サービスにかかる(介護保険1割負担分)が12684円だった場合



◇管理費のお支払い … 24,000円(月30日)、25,200円(月31日)

◆3 通所介護+訪問介護+福祉用具貸与を利用し、月の介護保険サービスにかかる(介護保険1割負担分)が35000円だった場合



◇管理費のお支払い … 1,000円(月30日)、2,200円(月31日)

※ 上記、管理費には別途消費税がかかります。